

第 1 1 回新宿区高齢者保健福祉推進協議会作業部会 議事概要

(平成 3 0 年 1 月 9 日開催)

<新宿区高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画(案)について>

【第 4 章 介護保険事業の推進 (第 7 期介護保険事業計画)】

- ・新宿区は、特養入所については「優先入所システム」を採用しているが、介護保険法にはそのような規定はない。要介護度が低い人が必ずしも必要性が低いわけではないので、こういうやり方を踏襲するのであれば条例化すべき。
- ⇒入所調整は都から方向性が示され、それを踏まえ区独自の入所指針を作り、要介護度の他、本人や家族の状況等、種々の項目を加味した入所調整基準を定めている。また、最終的に入所者を選定するのは施設であるので、条例化は考えていない。

- ・介護保険料について。国から 0.54%の介護報酬の引き上げが発表されたが、それがどの程度影響するのか。
- ⇒3～4 億円の試算になると考えている。

- ・自立を促すためのサービスの抑制について。157～159 ページのグラフを読み込む中で、新宿区ではサービスを満額使っている人は少ない。要介護度が低い人たちについては半分にとどまっている状況で、逆に使い過ぎがない地域ではないか。自立支援は必要だと思うが、居宅介護を担う事業者がいなくなっているという状況をどう考えているか。
- ⇒訪問介護事業所の人手不足は聞いている。新宿区は訪問介護や通所介護にしてもサービス給付費が伸び、必要な方に必要なサービスが行きわたっているという状況があって、給付費として積み上がってきていると分析している。区としては直接事業者に補助金や財源を投入するという考えはないが、今後も状況を注視していく。

- ・法改正により、全国一律の予防給付から地域支援事業へ移行した部分もある。その点について、高齢者保健福祉計画とのつながりが分かるように少し工夫してもらいたい。
- ⇒どのように記載できるか、検討する。

- ・地域共生社会の実現に向けて、障害者や子どもとの関連について、可能な範囲でもう少し書き込みをしてもらいたい。
- ⇒どのように記載できるか、検討する。

- ・「在宅」の中には、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、グループホームも含まれる。特養を作るのではなく、サービス付き高齢者向け住宅に対して所得別に家賃補助をするという考え方も必要では。そうすることで在宅サービスを受けることができるようになる人もいる。空き家の活用もしてみてもどうか。
 - ・特養は看取り等充実したサービスはあるが、訪問看護も利用できず地域医療から分断されてしまう面がある。次回の施設調査では、施設と事業者の連携でどんなことができるか項目に入れて欲しい。
 - ・この時期ではもう難しいと思うが、次期へ向けて、特養のような施設を増やすのか、サービス付き高齢者向け住宅等を増やしていくのか十分議論の必要性がある。パブリック・コメントでは「保険料が高い」という意見が多く、事業計画のアンケートではある程度保険料が高くてもサービスの充実を希望する意見が多かった。このミスマッチをどう考えるか悩ましいが、次期に向けての議論は是非行って頂きたい。
- ⇒（3点とも）今回の計画に盛り込むのは難しいが、次期における論点として検討していく。